（仮称）京都看護大学四万十看護学部設置・運営に関する基本協定書

四万十市（以下「甲」という。）と学校法人京都育英館（以下「乙」という。）は、乙が行う（仮称）京都看護大学四万十看護学部（以下、「新学部」という。）の設置及び運営に関し、甲の支援と乙の取り組み等について、以下のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第１条　この基本協定は、甲及び乙が相互に連携協力することにより、乙の新学部の運営を円滑に実施するとともに、本市の医療の充実、看護の質の向上、並びに地域社会の発展、活性化に大きく寄与することを目的とする。

（新学部の設置）

第２条　乙は、四万十市下田地内において、令和５年４月に新学部を設置するものとする。

（土地及び建物）

第３条　甲は、新学部の設置に必要な土地（市有地）及び建物（市有建物）（以下「物件」という。）を無償で貸与する。なお、貸付期間等詳細は、別途締結する契約書で規定する。

２　乙は、新学部の設置及び改修のために前項の物件の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

３　設置後の物件の維持管理に要する費用、その他の有益費は、乙の負担とする。ただし、大規模改修等については、別途協議することとする。

（新学部の設置等に対する補助）

第４条　甲は、乙が実施する新学部の設置に要する費用及び運営に要する費用の一部について、乙に対し予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

２　前項の補助金の交付の方法その他必要な事項については、甲が別に定めるところによるものとする。

（連携協力）

第５条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するため、次に掲げる事項について積極的に連携協力するものとし、必要に応じて協議を実施する。

(1) 新学部の学生の確保及び生活支援に関すること。

(2) 高知県及び幡多地域との連携協力に関すること。

(3) 臨地実習施設の確保など、新学部の円滑なカリキュラム運営支援に関すること。

(4) 新学部での地元雇用及び地元調達に関すること。

(5) 新学部での放課後児童クラブ、防災訓練の実施及び避難所の設置など地域貢献に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、甲及び乙が必要と認める事項。

（有効期限及び協定の失効）

第６条　この基本協定は、締結の日から発効し、乙が教育機関として運営する期間は継続するものとし、甲及び乙のいずれかの申出による協議によって 、解消の合意が成立したときに終了する。

２　前項の規定にかかわらず、新学部の設置が不可能になるに至った場合には、この協定は解除する。

（その他）

第７条　この基本協定に関して疑義が生じたとき、又はこの基本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その１通を保有する。

令和３年３月 26 日

甲　高知県四万十市中村大橋通４丁目 10
高知県四万十市長
中平正宏

乙　京都府京都市中京区壬生東高田町 1-21
学校法人 京都育英館理事長
松尾英哉